

令和元年度

第1回鳥取県西部広域行政管理組合
建設工事等入札・契約審議会
会議録

(非公表箇所有り)

鳥取県西部広域行政管理組合

議事日程

日 時 令和元年6月26日(水) 午後1時28分

場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室

日 程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - ・ 随意契約の状況及び入札参加者の辞退理由等について
- 4 審議事項
 - ・ 入札及び契約の運用状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

出席者

(委員)

森田会長 宇田委員 岡田委員 香川委員 小林委員

(事務局)

事務局長	神庭 千秋	消防局長	藤山 史郎
事務局次長兼 総務課長	三上 洋	事務局次長兼 環境資源課長	隠樹 千佳良
施設工事課長	板井 寛典	消防局次長兼 総務課長	赤川 紀夫

その他職員

傍聴者 1名

	<p>(開会 午後1時28分)</p> <p>三上次長 そういたしますと、少し定刻よりも早いですけれども、皆様お揃いでございますので、令和元年度第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札契約審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は事務局の総務課長をしております三上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それではまず初めに、本日の審議会委員さんの出席状況でございますけれども、審議会委員さん5名いらっしゃいますけれども、全員の出席をいただいております。審議会条例第5条第3項に定めます半数以上の出席を得ておりますので、本審議会が成立していることを、まずご報告申し上げます。また本日の審議会でございますけれども、こちらの審議会の事務処理要綱第5条の規定によりまして、公開の会議ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をお願いいたします。資料は、いずれも事前送付させていただいておりますけれども、本日の会議日程、それから委員名簿、資料番号が1から3番まででございます。資料1につきましては、参考資料が1枚ついております。以上でございますけれども、揃っておりますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>そういたしますと議事に入ります前に、事務局の担当課の職員の自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
神庭事務局長	事務局長の神庭です。今日はよろしくお願ひいたします。
藤山消防局長	消防局長の藤山でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
赤川次長	消防局総務課長の赤川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
三上次長	改めまして、事務局総務課の三上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
隠樹次長	環境資源課の隠樹と申します。よろしくお願ひいたします。

板井課長	事務局施設工事課長をしております、板井と申します。よろしくお願いいたします。
三上次長	<p>それでは、日程に従いまして、進めて参りたいと思います。</p> <p>日程2「会長挨拶」に入らせていただきます。森田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
森田会長	<p>改めましてこんにちは。本日は、お忙しい中審議会にご出席下さいます、ありがとうございます。</p> <p>本日は平成30年度予算の中から、5件の審議案件が出ております。本審議会は年間原則1回でございますので、西部広域の入札・契約の透明性や公平性が確保されますよう、またより適正な執行に繋がるような実のある会議にしたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。</p>
三上次長	<p>どうもありがとうございました。そういたしますと、本審議会の議長につきましては、審議会条例第5条第1項によりまして会長が議長にあたると規定されておりますので、以降の議事の進行につきましては、森田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
森田会長	<p>そういたしますと、早速ではございますが日程3「報告事項」に入ります。随意契約の状況及び辞退理由等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
伏野課長補佐	はい、会長。
森田会長	はい、どうぞ。
伏野課長補佐	<p>事務局入札財政担当の伏野といいます、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料については、資料1と資料1の参考資料をご覧いただきたいと思っております。こちらに随意契約の状況と入札参加者の辞退理由等についてまとめております。</p> <p>まず、1ページ目の1番最初に、随意契約の状況といたしまして、契約の件数一覧を載せております。表の一番下に30年度の案件を記載しております、1号該当が4件、2号該当が3件の合計7件となっております。</p>

ります。資料1の参考資料には、随意契約の各号の説明を入れております。1号につきましては、予定が130万円以下の工事案件でございます。2号につきましては、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとなっております。

下の(2)の表の中に工事の内容を記載しております。30年度につきましては、「桜の苑火葬炉及び関連設備等改修工事」、それから「リサイクルプラザ中央操作室監視用PC更新工事」、「米子浄化場ロータリーアトマイザー補修工事」の3件が、今回2号該当となっております。

備考欄に臨時案件と載せておりますが、こちらは下の※印にありますように、定期的に行う維持補修及び機器更新の工事ではなく10年や15年に1度行う基幹改良的な工事となっております。今年度につきましては、この臨時案件が昨年度と比べ減少したことで、2号随契の案件が減ったものです。

続きまして、2の入札参加者の辞退理由でございます。表の一番下に30年度実績を載せておりまして、件数は4件でございます。対象者は5者でして、その辞退理由の内訳としましては、予定価格を超過したものが2者、その他として3者となっております。

2ページ目に、辞退理由の一覧を載せております。先ほども申し上げましたが、予定価格を超過したものが2者ございまして、それ以外につきましては、「見積りがメーカーから出せないと連絡があったもの」、それから「図面を理解するのに時間がかかってしまい入札書の差出期間に間に合わなかったため」というのが理由として挙がっています。

続きまして、3ページの4失格者が発生した案件についてです。例年アンケートを実施しておりまして、今回失格者が発生したものは3件ございまして、そのうち失格になった業者に、まず応札額での工事が対応可能かどうか、それから最低制限価格の見込み、算出方法等についてアンケートを実施しております。その結果、3者とも応札額での工事対応は可能であったと回答しております。それから、最低制限価格の見込み

ですが、「見込みと近いものであった」というのが2者、「見込みより実際は高いものであった」という理由が1者ございまして、見込みと近かったものにつきましては、積算の差異が影響しているのではないかと考えております。それから、算出方法につきましては、発注表で公表している積算要領に基づいて全者積算しているという回答でございました。それから、積算額から減額する経費につきましては、一番多いものが現場管理費、続いて一般管理費、という結果となっております。それから、最低制限価格を下回った理由につきましては、「最低制限価格が自社の設定よりも高額であった」という理由が2者、「積算の誤り」というのが1者ございました。失格者が発生した案件に係るアンケート結果につきましては以上でございます。

3「報告事項」については以上でございます。

森田会長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

宇田委員

ただいまの失格者が発生した案件のうち、案件番号15「リサイクルプラザ搬送設備補修工事その2」ですが、2,000万円近い金額のものであります。失格者の理由についてはお調べのとおりと思いますが、最低制限価格、また予定価格があるわけですから、予定価格を公表されているということで、最低制限価格も当然当該会社が大体予測をしておられたはずだと思います。何が言いたいかと申しますと、このような1,000万円を超えるような規模の工事となると、県外業者を中心に行っておられるわけで、予定価格を公表する必要があるのかどうかということですね。競争性とか公平性とか、注意しなければならないことが当然あるわけですが、西部広域行政管理組合も地方自治体ということで、中には地方債や国の資金が財源としてあっているかもしれませんが、地方税ということでいえば、地方の建設業者であれば、競争性とか公平性があるとか留意は必要ですが、地方においてもAランク

の設計積算能力はあるわけで、いつまでも予定価格を公表しなくてもいいじゃないかという気もするし、特に、県外業者だけで争われるような入札については、予定価格を公表することによって、それがいいのか悪いのかと言いますか、競争性という意味では、最低制限価格で即失格というよりは、多少基準より応札額が下がったとしても、それを認めるような部分があってもいいのではないかという気もします。一方では、建設業界も真冬の時代ですので、そんな風にどんどん叩き合いをさせていったら、請負工事ですので、どこで手を抜かれるか分からない。その大事な施設の工事に対して手を抜かれると困るということで、従来通り予定価格を公表してきちんとやる、というやり方もあると思うんですけども、その辺りは発注者の考え次第という気もします。鳥取県なり米子市なりの入札制度がベースになっていると思いますけれども、必ずしも全国的に予定価格を全部公表している自治体ばかりかということ、そうではないと思っております。その辺りもいろんなリスクがある中で、どのリスク回避を優先するのかなど。もちろん地元の業者だけで争うようなものであれば、当然その公平性なり競争性なりや、あるいは積算能力がないのであれば、ある程度の予定価格公表ということで示してやるというのは大事だと思いますけれども、特に大手の業者だけが参加するような案件について、いつまでも予定価格を公表するというのでいいかどうか。

特に回答は要りませんが、政策的にといいますか、考えることがあってもいいのかなというふうに思いまして、特に失格者という事に限らず、そういった部分を考えていただければと思っております。

森田会長

宇田委員さん、今の案件番号の15番というよりは全体的な話ということですね。

宇田委員

はい、全体的な話ですね。

森田会長

何か事務局から説明することがございましたら。

三上次長

はい、すみません。ご意見をいただきましてありがとうございます。

<p>森田会長</p>	<p>今いただきました意見を、当組合の方でも考えさせていただけたらと思います。</p> <p>はい。その他ございませんでしょうか。無いようですので次の日程に移らせていただきます。</p> <p>日程4「審議事項」に入ります。入札及び契約の運用状況についてですが、資料2の1ページに審議案件一覧をつけておりますので、この順番に審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず最初に、案件番号12「白浜浄化場トラックスケールシステム更新工事」につきまして、宇田委員からご発言をお願いします。</p>
<p>宇田委員</p>	<p>先ほどからですが、これもこの案件に限ったことじゃないですけども、西部広域行政管理組合も地方自治法に従う契約ということでいけば、入札が基本で随意契約がイレギュラーになるということで、随契理由が必要なのは十分わかっておりますけれども、この案件については、大手の事業所でやられた分で、そこでしかできないものというのもあるんじゃないかなという気もしております。予定価格の公表のこととも関連しますけれども、結果として実際その1者にならざるを得ないと言いますか、形だけ入札をしていませんかということを言いたいです。</p> <p>ここしか実際できないということであれば、それをきちんと随契理由に出されてもいいのではないのでしょうか。業者間の公平性ということであれば、先ほどから言いますように、地元の業者同士であれば、自分たちの税金を使っているのにやり方が不公平だっていう意見は出ると思いますけども、県外業者を使ってやっている場合には、特段そこまで考慮する必要がないのでは。設計積算能力が十分あるのもさることながら、結果として導入の際に触ったところしかできないという状況であれば、他は辞退されて当然となるような気もしますし、そういったようなことはないですかという単純な質問でございます。</p>
<p>森田会長 高橋課長補佐</p>	<p>ただ今の質問について担当課の方から説明をお願いいたします</p> <p>はい。施設工事課施設維持担当の高橋です。</p>

	<p>今回の工事で対象となります機器及びシステムにつきましては、調査した結果、特許等に関するものはございませんでして、類似システムに関します知識や経験を有する業者であれば施工自体は可能であり、競争性・公平性を確保するために入札に付したものでございます。</p> <p>応札業者が結果的に1者となった理由につきましては、当組合としては分かりかねるところでございます。落札率につきましても応札業者による積算によるものですので、分からないという状況でございます。以上でございます。</p>
森田会長	<p>宇田委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。</p>
宇田委員	<p>そうですね、知り得ませんので。そういうことであれば、最初の説明にありましたけれども、予定価格を公表しているからこそ、予定価格以上になるからということで辞退されるということがあったりと、結果は一緒かもしれませんが、予定価格を公表していなければ1者にならずにすんだのかなという気がしないでもないです。ご説明はよくわかりました。</p>
森田会長	<p>この案件について、他の委員さんから質疑がございますか。</p> <p>無いようですので、次の案件に進みます。</p>
小林委員	<p>案件番号27「米子浄化場脱水設備補修工事」につきまして、小林委員から指定理由、質疑等についてご発言をお願いします。</p> <p>私は専門家ではないので、内容について詳しく知っているわけでもないんですけども、米子市の審議会でも出させていただいているんですが、西部広域には総合評価とか大きく複雑なシステムがないので、そうなる就先ほどこから議論されておられますように、辞退者の件ですとかそのようなところが気になるところになるんですけども、見ていたところで、金額が大きくて辞退者が多い案件の様子をお聞きしようと思って27番を指定させていただきました。</p> <p>例えば繁忙期ですとたくさん辞退者が出られることも考えられるのかなと思ったんですけども、時期的にも少し、工期の終了が2月になっ</p>

	<p>ているので、もしかしたら業者さんの的にはギリギリだったのかもしれない工事かとも思いました。今、27番の辞退理由の方を資料で拝見しますと、二つ目の業者さんが「部品の見積りが取れなかったため」ということをおっしゃっているので、これはもしかしたら多少特殊性のある工事で、なかなか部品が入らないものなのかもしれないとも思っているんですが、そのような辞退理由だというふうに解釈してよろしいかどうか、分かりましたら教えていただければと思います。</p>
森田会長	<p>これにつきまして担当課の方から、説明をお願いいたします。</p>
伏野課長補佐	<p>ご質問の件ですが、辞退理由につきましては資料に書いてありますとおりでございまして、予定価格を超過したものの、それから部品の見積りが取れなかったものとなっております。</p>
	<p>見積りにつきましては、この案件に対し3者の申し込みがございまして、うち2者が徴取できているものですので、特段そこまで特殊なものではないという認識でおります。以上です。</p>
小林委員	<p>では、西部広域行政の方で把握できる範囲では、たまたまということでしょうか。</p>
伏野課長補佐	<p>そうですね、辞退業者とメーカーとのやり取りがちょっと上手くいかなかったのではないかと想像はしているところです。</p>
小林委員	<p>分かりました。</p>
森田会長	<p>よろしいですか。この案件について他の委員さんから何かご質問はございますか。無いようですので、次の案件に進ませていただきます。</p>
	<p>次に、案件番号37「境港消防署女性用仮眠室整備工事」につきまして、宇田委員から、指定理由等についてご発言をお願いします。</p>
宇田委員	<p>今、女性隊員がどれぐらいいらっしゃるかは分かりませんが、この工事名を見た時に、おそらく女性隊員用なのかなと思ひまして。</p> <p>そういうことだと、実際これから女性隊員が出てくるところで、これからもこの種の工事は出てくると思うんですが、発注時期を見ますと年度の後半ということで、あるいは、職員にのみかかることだから、こ</p>

	<p>これは後回しにされたのかなとも思うんですけども、実際に流れ的にはこれからどんどん出てくることなので、最初から予定に組み込んで早め早めの発注をしたらどうなのかなと思いました。</p> <p>あと、全般的に工期が年度末までぎりぎりなものがいっぱいありますけれども、これも検査日程とかを考えると、やはりもうちょっと早めに発注ということもあるでしょうし、そういうことでこの件については発注の時期が遅いような気がしたということでございます。</p> <p>これにつきまして、担当課から説明をお願いします。</p> <p>消防局総務課の赤川と申します。</p> <p>女性職員の仮眠室整備工事につきましては、これから古い庁舎の改修計画を立てる中で今後検討を重ねたいと思っております。</p> <p>今回ご指摘の境港消防署ですけれども、そもそも平成7年に防衛省補助事業として境港市が建設しております。</p> <p>当初10月完成の予定で設計を進めていたところですが、レイアウトや機能性の向上などの協議に時間を費やしております。その中で、庁舎の外壁の穴開け施工について、事前に防衛省中四国防衛局に財産処分申請手続きが必要だということが途中で判明しました。防衛省とのやり取りが主なものですが、そういった手続きに時間がかかったことが、発注時期が遅れた主な要因です。</p>
<p>森田会長 宇田委員 森田会長</p>	<p>宇田委員、ただいまの説明でよろしいですか。</p> <p>はい。よく分かりました。</p> <p>この案件について、他の委員さんから、質疑がございますか。</p> <p>無いようですので以上で工事に係る入札案件は終了いたします。</p>
<p>森田会長</p>	<p>(傍聴者退席)</p> <p>続きまして測量等業務に係る入札案件の審議に入ります。</p> <p>そういたしますと、案件番号業4「大山消防署ほか消防庁舎現状調査業務」につきまして、岡田委員、香川委員から、それぞれ指定理由及び質疑等についてご発言をお願いします。</p>

<p>岡田委員</p>	<p>まずは岡田委員からお願いいたします。</p> <p>一番最初に送られてきた資料を拝見し、どの案件を指定させてもらおうかなと考えたときに、この案件が気になりました。落札額が400万円弱で、最高金額が1,400万円。数字を見ると落札率が(非公表)です。どうしてこんなに差が開くのだろうかというところで、質問させてもらいました。</p> <p>質問では、困難な業務内容だったのかというような記述をさせてもらったんですけども、西部広域が積算する金額と入札参加者が見積った金額の差を見ると、どちらとも取れるような内容だったのではないかと。それで、2回目に送られてきた資料の入札調書を見ますと、入札額が400万円弱、600万円、700万円、1,000万円、1,400万円台とバラバラすぎるなというふうに思いまして。この結果を見て、発注者側がどう捉えておられるのかなということと、落札金額自体は安くなったので西部広域的にはその分だけ予算が残っていいと思いますけれども、ただその庁舎の現状調査業務という業務で、400万円ぐらいで出てきた成果品というのが本当に十分な内容のものだったのかなと。これが元でその後の工事にも関わってくるのでしょうから、しなくてもいいような工事であるか、緊急にしないといけない工事であるとかを、この調査業務の報告書を元に判断をされると思うので、併せてその成果品が本当にきちんとしたものだったのかということを知りたいです。以上です。</p>
<p>森田会長</p>	<p>この件はひとりずつにしましょうか。それとも、お二人に聞いてからにしましょうか、主旨は一緒のようですし。</p>
<p>三上次長</p>	<p>では、まとめてでお願いします。</p>
<p>森田会長</p>	<p>それでは、香川委員。</p>
<p>香川委員</p>	<p>私も同じような感覚ですけども、いつも言っているところですが、最低価格の公表はされていたのかどうかの一つです。もう一つは、こういう業務というのは、同業者間なので積算根拠というのは概ねそれぞれ</p>

の業者間であると思うので、そんなに大きな差はつかないはずなのに、これだけバラバラになった理由は何なのかというのが一番です。

また、この案件に対し質問書が出ており、それに対し回答されていますよね。この回答は、回答を出した時点で各入札参加業者に対してどうという公表の仕方をしているのでしょうか。

仕様書の中身を見てみますと、文章と図面で表現してはありましたが、具体的に「ここです」という表現はないですよね。ましてや高周波の点検などを書いてありますけれども、それは質問が出てきて初めて回答されていますよね。この回答がどういう形で一般の方に周知されたのか。この回答を見ているか見ていないかでは、明らかに積算は違うと思うんですよね。その1,400万円を出した業者は、その質問をした上でこの額を出したのか、それとも質問された方が最低額になったのか、そこが非常に疑問です。ここに書いていますように、瑕疵があるという表現をしておりますけれども、ひょっとしてそういうふうに条件がきちんと説明されてないのではないかと不安に思いました。そこで、ちょっとそのあたりをお聞かせいただければと思っております。以上です。

森田会長

ただいまの案件について、担当課の方から説明をお願いいたします。

赤川次長

はい、私ひとりの言葉では質問の全てにお答えできないところもあるんですけれども、まず最初に岡田委員からご質問のあった件についてです。仕様書の内容としましては、特殊診断など一部特別な業務も含まれておりますけれども、特に困難なものというふうには見据えておりません。また、成果物としましては、当初求めていたとおりのものが入手できたのではと考えております。

それから、業者間の錯誤の件ですけれども、今回の発注業務内容は建築基準法第12条に基づく点検内容を示したものをお出ししています。今回の対象施設である大山消防署以下1署4出張所については、この12条に基づくものではありませんが、これに準じた仕様の発注内容であ

<p>伏野課長補佐</p>	<p>ったことから、各業者には共通の認識があったものと考えております。</p> <p>続きまして、最低制限価格の設定についてございますけれども、今回の現状調査業務につきましては、庁舎の現状の調査報告のみでして、工事の積算を伴わない業務でしたので、最低制限価格の設定は行なっていないという状況でございます。</p> <p>また、質問の回答につきましては、質問を受けてその回答する期日を発注表で公表してございまして、その期日にホームページにおいて確認していただくようにしてございます。また、質問を出された業者につきましては、FAXでの回答希望の有無も確認してございまして、希望があればFAXでも回答してございます。以上でございます。</p>
<p>森田会長</p>	<p>ただ今説明がございましたけれども、岡田委員よろしいですか。香川委員はどうでしょうか。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>はい。</p>
<p>香川委員</p>	<p>まず、最低制限価格を設定しないというのは、業務だからということでしょうか。物を作るということではないからということでしょうか。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>ちょっとよろしいですか。最低制限価格の要綱がありますよね。あの中に測量とか地質調査とかは含まれていますけれども、調査業務は含まれていないから最低制限の対象外ではないのかなと私は理解したんですけれども。だから（非公表）の落札率があり得たのだと。私もそれを実は聞こうかなと思ったんですが、コンサル関係の最低制限価格の要綱を見て、あれと思ったんですけれども。そこでそういえば、審査委員になる時に要綱をもらったなと思ひまして、この要綱は測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の入札について要綱を定めるというふうになっているので、消防庁舎の現場調査業務というのはこの中には入らないのかなというふうに理解したんですけれども。</p>
<p>森田会長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>香川委員</p>	<p>今、要綱といいますか規定に従ってされているということで、クリア</p>

されるのだらうと思います。

先ほどお話しがあったんですけれども、検査というか調査の内容は建築基準法に従っているということでした。建築基準法には、具体的に「ここここをやりなさい」とは出てないと思うんです。この調査要綱の中には現地調査のことも書いてありますけれども、例えば今みたいに後から回答書が出てくると、そこで「ここをやりなさい」と表示をされたんですよね。今おっしゃるように、その回答をホームページで公表したから、回答をしましたということでもいいのかな。確認というのは、いつも確認してくださいねっていうことではないでしょうから。となると、最初の仕様書自体がもう少し丁寧に書いておかないといけないんじゃないかと思いました。

根底にあるのが予定価格だとしても、例えば最低制限価格を切ったという場合には、内容が危ないのではないかとということと、もう一つ技術的な効率とかを改良することによって最低制限を割ったという時は、これは業者の工夫として認めてもいいんじゃないかということをお話したと思うんですけれども、そういうふうに今の規定をもう少し丁寧に見つめてほしいというのが私の一番の希望、考えです。

また、入札額にこれだけのかい離が出るということ自体に、皆さんの方で疑問視はないのかなと。そこははいはいと流すような案件ではないかなと思いますので、それを、調査方法や成果は適当であったとおっしゃいますけれども、中身を、打診だとかいって人間の耳で測るわけですよ、超音波の場合は数値が出るんでしょうけれども。私もコンクリートを叩いてみたことがあるんですけれども、そういうグレーな部分っていうのはたくさんあると思うんです。これをきちんとした、いわゆる求めた成果に達しているという判断はどこでされたのかというのが、また疑問になってくるんです。そうすると、調査結果を見ていないので分かりませんが、入札ですから、入札した後の結果というか審査がどうなのかというところまで、私は気になります。先ほどおっしゃったよう

	<p>に成果がきちんと出たのか、求めたものが出来上がったのかということ をどうやって審査するのか、確認するのかということに最後はなってくる だろうと思う。</p> <p>そういう意味で、今回私が読んだ限りでは、質問が出るような発注内 容で、しかも「高いところはクレーンを使うんですか」とか、そんなこ とが質問に出るような発注表は私はおかしいと思っております。そうす ると、業者間に中身に対し統一した共通認識があったとは思えないとい うのが、私の感触です。以上です。</p>
赤川次長	<p>香川委員のご意見を参考にさせていただきながら、今後、仕様書につ いては、なるべく質問が出ないような精度の高いものを心掛けたいと考 えております。</p>
森田会長	<p>今後は仕様書に詳しいのを出すということで。よろしいでしょうか。 宇田委員、どうぞ。</p>
宇田委員	<p>ちょっと確認ですけれども、業務関係というのは予定価格の公表はさ れているんですか。</p>
伏野課長補佐	<p>予定価格の公表につきましては、建設工事のみでありまして、業務や 随意契約については公表しておりません。</p>
宇田委員	<p>なんといいますか、建設工事の範疇ではあるけれども、委託業務とい うことで契約規則というか、別の考え方が出てきて、そちらに基づき予 定価格の公表をしてないということですね。委託業務というのには一般 的な委託業務もたくさん含まれるので、それで公表されてないと。なの で、仮に調査基準価格があったとしても、今回のように予定価格を公表 されてない状況となると、かなり色んな応札が出てきて、なおかつ調査 業務となると人件費の占める部分がかかなりあると思うんですけれども、 業者さんによってはたまたま今仕事がないから、この際安くてもよいと いう姿勢で応札されるところも出てくると思います。ただ、その場合は やっぱりこのように建設に係る業務については、逆に予定価格の公表を してあげた方が、各業者が大体の見当を、どの程度の精度で考えている</p>

<p>香川委員 伏野課長補佐</p>	<p>のかということがわかっていいのではないかという気がします。</p> <p>いま建設工事では、保証人というのとはってないんですか。</p>
<p>香川委員</p>	<p>契約保証につきましては、委託業務についてはとっておりません。建設工事については契約時10パーセント以上ですけれども、委託業務については納めさせておりません。</p>
<p>森田会長</p>	<p>昔は結構ありましたよね、工事保証人っていうのが。20年ぐらい前に、米子で業者さんの倒産が続いたときは結構あったと記憶をしていたので。今は無いということですね。</p>
<p>香川委員</p>	<p>この案件について他にございませんか。</p> <p>ないようですので、次に工事に係る随意契約案件に進みます。</p> <p>それでは、案件番号38「桜の苑火葬炉及び関連設備等改修工事」につきまして、香川委員から、指定理由等についてご発言をお願いいたします。</p>
<p>香川委員</p>	<p>改修の内容が分からないままに、当初質問をお出ししたものですから、いただいた資料の業者指名内申票を拝見しまして、契約方法が競争入札に適さないということは分かりました。</p> <p>この資料を読んだときに真っ先に思ったのは、何十年も前にパソコンの1円入札が流行った時期がありましたが、極端に言うと、これと同じ状態になっているのではないかという懸念を抱きました。</p> <p>この資料にある、他のメーカーが施工した場合、焼却理論の相違などからリスクが大きすぎて、そのリスクを回避するためにプラントメーカーと契約したとあります。説明としては確かにそうなのでしょうけども、ここをクリアする方策というのはなかったのか、というのがひとつの疑念です。今回の施工業者はインターネットで見てもこういった工事では必ず出てくるような業者で、全国的にも有名な業者さんのようですし、信頼性はあるんだろうと思うんですけれども、焼却理論の相違を契約理由のひとつとして挙げるのならば、それがクリアできないことまで分かるような理論構成がされているのかなど。一番は、責任分岐点がよ</p>

く分からないというところなのかなと思いますが、何か、その条件によってはクリアできるのではないかという疑問を、私の素人的な考えですが、そこに疑問を持っております。

プロポーザルでやれる案件ではないというのは、分かりました。当初は炉の一部を取り替えるものだと思ったので、コンペでやれるのではないかという発想だったんですけれども、改修の中身を見てみると、そういうことは難しいんだろうと。ですので、プロポーザルについての質問は私の方で取り消しをさせていただきます。

あとは、それ以外のところで、この書類を見た限りではリスクの大きさというところにしか触れていませんでしたが、リスクを回避する方法というのが、他業者ではできないのかと。それをクリアする方策がどうしてもできないのか。この文章では、理由として上がっているのはただ単にリスクが大きいという話だけですので、その辺の審査がどういうシステムなんでしょうか。例えば、こういうものを検討委員会なり、複数の人間で考えるような機関がないのかなと。その上で、この結果を出されたのかなと。その辺がちょっと知りたくて、引き続きの案件としました。

森田会長

これにつきまして、担当課の方から説明をお願いします。

本池課長補佐

施設工事課の本池と申します。この発注にあたりまして、担当課でも技術資料といいますか、色々調べた中で、こういった理由にしか至らなかったものです。これも毎年、大規模なものですと5年から10年の間に再度工事が発生するものでして、今後それまでには多方面から検討して参りたいと思います。以上です。

香川委員

私は、一番はこういうふうな案件で、誰がそのリスクが大きいという判断を下したのかと気になっています。一定の責任の分岐点の話だとかは、そういう検討委員会的な場所があった上で、リスクが大きいという結論は出されたのかということが一番知りたいのであって、もしそうでないとなれば、先ほど言いましたように、1円入札と同じような流れに

	<p>なってしまうんじゃないかという不安感が一番の懸念です。もしこれが、そういうことも考えた上で、やっぱりダメですよという結論が出されたのであれば、それはやむを得ないと思いますけれども。</p> <p>そういうふうに検討する場があるのかどうか、審査はされたのかどうかということが一番知りたかったものです。無いようであれば、もう少し、今後ご検討いただいた方が良いでしょう。ただ単に、「これはこうだから随意契約」となっているように思われるので、そこだけお願いしておきたいと思っております。以上です。</p>
森田会長	<p>審査会のようなもので判断されたのかどうか。そのあたりの説明をお願いしたいと思えます。</p>
板井課長	<p>特に、審査会を設けてこの案件に関して計上理由を審査した上で随意契約を結ぼうとすることはしておりません。先ほどから、リスクというお話も出ておりますけれども、この案件につきましては、特にその火葬炉メーカーは大きく全国に二つ、小規模が一つの計三つ程度でございます。それぞれ特徴を持った炉のメーカーでございまして、どうしても最初にこの炉を採用いたしますと、このメーカーの方でメンテナンス的なものはやっていただかないと大変かなと思うところでございます。資料にも書いておりますが、火葬業務というデリケートな部分もございませぬ。今回の工事は炉を稼働させながらの工事でございますので、おっしゃいますようにプロポーザルとかで他のメーカーさんが入られた場合に、火葬の途中で止まるということはあってはならないこととございまして、そういう意味でも大きなリスクを背負った上で、他メーカーによる工事はやりづらいということが大きなところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>また、随意契約の審査につきましては、内部の方で、どういったあり方があるのか検討させていただきたいと思えます。以上でございます。</p>
香川委員	<p>分かっていますけど、そのあたりに単独のセクションだけで決まっていくなというのはいかがなものかというのがありますので、もうちょっ</p>

	<p>とご検討いただきたいなと思います。以上です。</p>
森田会長	<p>この案件について、他の委員さんから意見はありませんか。</p> <p>無いようですね。</p>
森田会長	<p>以上で、全案件の審議が終わりました。</p> <p>それでは、審議会意見のとりまとめを行います。</p> <p>委員の皆様、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。</p>
香川委員	<p>ちょっといいですか、意見ではないのですが。先ほど言いましたように、予定価格の公表が云々という話です。今は、全国的には公表するという流れの方になってるのではないのですかね。</p>
宇田委員	<p>両方あると思うんですけどね。</p>
伏野課長補佐	<p>今のところ、自治体の判断によってまちまちでございまして、当組合のように予定価格を公表して、最低制限価格を設定している場合もございまして、事後公表という形でされているところもありまして、その辺りは実際の事務のあり方や考え方によっているようです。</p>
香川委員	<p>県は公表していませんか。</p>
伏野課長補佐	<p>県は基本事後のはずです。すべてを把握できていませんけれども。</p>
香川委員	<p>私がホームページなりを色々見る限りでは、全体的に最低制限価格も予定価格も公表の方向という感じで読み取っておりましたので。この趣旨が過剰競争を防ぐと言いますか、単価も上がりましたよね。労務単価が上がると、業者にも安定的にやってもらえるようにということをやったんだけど、それがなかったら最低制限を切ることがしょっちゅう起きるとなると、単価を上げた理由が分からないというところが、何か妙に思ったんです。それで、最低制限価格も含めて公表するというような表現だったような気がしまして。これは単なる質問ですが。去年は価格が上がったんですかね。</p>
伏野課長補佐	<p>労務単価や部材の単価は上昇しております。</p>
香川委員	<p>それが維持できるようなシステムというか、最低制限価格を表示しなかったら、価格がどんどん下がって危なくなると思うんです。業者に対</p>

	<p>して不利益になることがないような形がとれるのかなという疑問があったんですけども。</p>
伏野課長補佐	<p>予定価格につきましては、事前公表、事後公表とありますけれども、最低制限価格は恐らく入札の終了後、事後公表だと思います。</p>
香川委員	<p>事後公表ですか。分かりました。</p>
三上次長	<p>よろしいですか。先ほどの件につきましては、他団体の状況ですとか、実態等を確認させていただきまして、別途ご連絡させていただきますので、そのような形でお願いできたらと思います。</p>
森田会長	<p>皆さまに指定いただきました全5案件の審議が終了しましたが、特段の意見はありませんでしたので、結果につきましては、事務局の方から組合管理者へ概要の報告をお願いします。</p>
	<p>つづきまして、日程5「その他」に入ります。</p>
	<p>事務局から何かございますか。</p>
三上次長	<p>特にございません。</p>
森田会長	<p>委員の皆さんから何か発言ございませんか。</p>
	<p>ご発言がないようでのので、これもちまして、令和元年度第1回建設工事等入札・契約審議会を終了いたします。</p>
	<p>どうもご苦労様でした</p>
	<p>(閉会 午後2時30分)</p>